二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

11　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第五号及び第九十八条第四項第五号の規定は適用しない。

一　平成三十年六月十四日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

二　平成三十年六月十五日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年六月十五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

12　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第五号及び第九十八条第四項第五号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.2.に限る。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.5.2.に限る。）」と読み替えるものとする。

一　平成三十五年一月十九日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

二　平成三十五年一月二十日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年一月二十日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「第二条第五号の五の燃料タンク 第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置 第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置	第二条第五号の八の電波障害防止装置	第二条第五号の九の原動機用蓄電池		第二条第五号の十の感電防止装置		第二条第五号の十一のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置 第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置
第三十四号第三改訂版	第十号第五改訂版	第百号第二改訂版	第百三十六号	第百号第二改訂版	第百三十六号	第百三十七号
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
			○		○	○
○	○		○		○	○
			○		○	○
			○		○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
			○		○	○
○	○	○	○	○	○	○
			○		○	○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

を